

令和6年度の取り組みについて

1 障がい者の雇用・就労支援拠点の創設

障がい者等の一般雇用及び福祉的就労に関する支援を総合的に取り組む拠点を創設します。障害者手帳所持者に限らず、発達障がいなど就労に何らかの悩みを抱えている方も対象とし、障がい者等の働きたいという希望を実現するため、総合的に就労促進を図り、障がい者の自立した社会参加を推進していきます。

(1)開設時期 令和7年1月開所

(2)業務内容

- 企業からの障がい者雇用に関する相談受付
- 障がい者の採用に向けた支援、調整
- 障がい者雇用に関する情報提供
- 障がい者やその家族からの就労に関する相談
- 障がい者の状況に応じた就労に向けた支援
- 一般就労した障がい者等の相談
- 一般就労(障がい者雇用)した障がい者等への職場定着支援
- 共同受注窓口の設置
- その他、障がい者雇用・就労に関すること

スタート時点と本格スタート

当初は、開設に伴う問い合わせの増加、業務の引継ぎ、職員体制の状況など、業務進行に負担が多くあるため、業務をスモールスタートで実施する。

	スタート時点 (令和7年1月から)	本格スタート (令和8年4月から)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者 ・自立支援医療受給者 ・医師意見書による判断 	左記の者に加えて、発達等の疑いがある者で、就労に何らかの悩みを抱えているもの ルールの検討が必要
雇用先の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・求人情報の収集、共有、リストアップ ・企業等の課題を把握、仕事をつくり出し、短時間雇用を含めて雇用先、実習先の開拓 ・企業等から受注内職の開拓、福祉就労作業所へ発信 ・企業向けの研修 	・左記同じ

就労相談、マッチング支援、職場定着等	・新規相談者の受付、対応 ・各委託相談事業所の既存利用者について、順次拠点へ引き継ぎ、令和7年度中に完了	・就労に関する相談、マッチング、職場定着、採用に向けた支援等
共同受注窓口の設置	仕組みづくり、周知	運用開始

(3) 拠点人員 5名

雇用開拓員、就労支援員、相談支援員

* 精神保健福祉士や社会福祉士の資格を有するもの。

(4) スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月
業務内容、場所、人員の協議									
			委託相談支援事業所と事務移管の内容、時期の協議						
				事業者と契約					
					執務室の整理、備品の購入等準備				開設
				関係機関、利用者への周知、啓発					
								12月広報紙掲載	

2 親なき後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進

障がい者の望む暮らしを実現するため、障害福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がい者が高齢になったときなどの将来を見据えた「オーダーメイド支援プラン」の作成を推進します。

(1)実施開始 令和7年4月1日

(2)想定内容

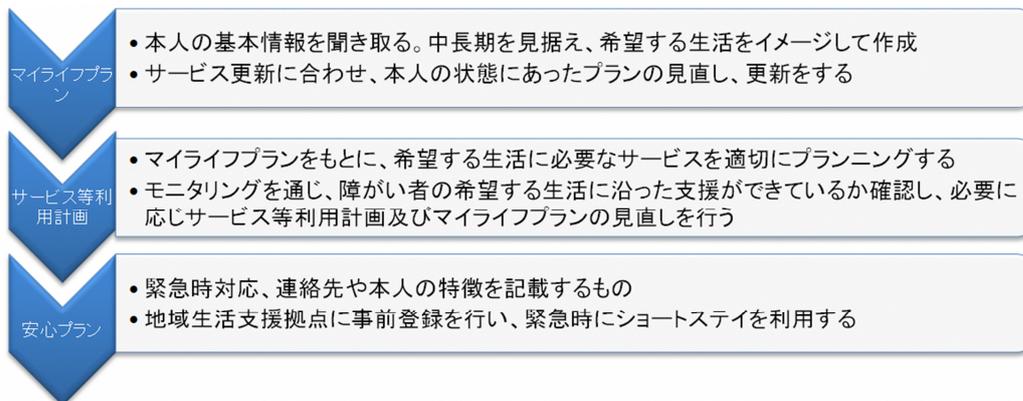
- ・5年先あるいは10年先の親なき後や障がい者の高齢になったときなど将来を見据え、本人が希望する生活をプランニングし、適切にサービスにつなげる。
- ・親の病気や災害時等で緊急対応が必要なときに、本人の特性や緊急連絡先などのわかるものを作成し、活用する。

(3)作成対象 18歳以上で、オーダーメイド支援プランの作成を希望する者

(4)作成者 相談支援専門員や委託相談支援事業所の相談員を想定

(5)オーダーメイド支援プランの作成スキーム(案)

障害福祉サービス利用者



障害福祉サービスを利用していない人

